

茨城県立歴史館指定管理者指定申請に係る質問に対する回答

令和7年8月22日

茨城県教育庁総務企画部文化課

質問①

「選定委員との接触を禁止」とあるが、選定委員がわからない状態であるため知らずに接触してしまった場合はどうなるのか。

回答①

- 要項では、「当該応募について選定委員との接触を禁止します。」としており、選定委員が非公表の間、指定管理者の候補者選定に関し影響を及ぼすおそれのある接触は想定しておりません。
- 万が一、指定管理者の候補者選定に関し影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

質問②

プレゼンテーションはパワーポイント等の使用は可能か。

回答②

- 第二次審査（プレゼンテーション）は、申請時に提出していただいた事業計画等の紙資料を用いて説明していただきます。この資料を作成するにあたり、パワーポイントのほか、アプリケーションソフトの指定はございません。
- なお、第二次審査（プレゼンテーション）の際は、申請時に提出いただいた資料以外の追加資料の配付や、映像や掲示物などを用いた説明は認めておりません。

質問③

人件費の精算や基準額に公課費は含むか。

回答③

- 人件費に係る公課費については、人件費となりますので、精算や指定管理者制度におけるスライド制度の人件費対象経費（基準額）に含めます。

質問④

人件費の精算時に必要な書類はなにか。精算が不要の場合も同様の書類は必要か。

回答④

- 実績報告書、収支決算書とあわせて、給与明細書を提出していただきます。なお、給与明細書は支給金額をまとめた一覧表でも差支えありません。
- 人件費及び修繕・改築等の費用についての精算は必ず実施しますので、精算による人件費の返還が不要の場合も、同様書類は必要です。

質問⑤

スライド制度をふまえた人件費の精算について、職員の臨時的な増員分について県は負担しない（指定管理制度におけるスライド制度運用の手引き P.5（4））とあるが、基準となる人数はいつ時点のものか。また、職員構成が変わった場合、基準額等の変更はあるのか。

回答⑤

- 指定管理期間の初年度に係る事業計画書提出時点となります。指定管理業務に円滑な施設運営に必要なかつ適正な人員配置を含めた事業計画書であることから、臨時的な増員等、年度途中における人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担となります。
- なお、基本協定及び基準額を変更する必要がある場合は、協議することとします。

質問⑥

スライド制度に関する委託料については、2年目以降の指定管理期間中に新しく追加した委託は対象となるか。それとも、募集要項に記載のある「設備の維持管理・・・」の内容のみが対象になるのか。また新しく追加可能の場合、基準額の算出が変わるのか。

回答⑥

- 指定管理期間の初年度に係る事業計画書に記載された業務委託費のうち、基本的には、業務仕様書【4 施設設備の維持管理に関する業務】に記載する業務委託が対象となります。
- なお、業務仕様の変更等により基本協定及び基準額を変更する必要がある場合は、協議することとします。

質問⑦

「学校教育における実務経験を有する者」とあるが、これは教員経験者ということか。そして、その者に担わせる業務は仕様書にある教育普及事業なのか。

また、「学校教育における実務経験を有する者」をウにある各部門に配置しなければならないのか。

回答⑦

- 「学校教育における実務経験を有する者」は教員経験者です。
- 要項では「学芸員の資格を有する者及び学校教育における実務経験を有する者（以下「専門的職員」という。）を適正に配置」としており、「学校教育における実務経験を有する者」が必ず仕様書における教育普及事業を担わなければならないということではありません。
- 同じく、文書、考古、美術工芸、民俗等各部門に配置する必要がある職員は「学芸員の資格を有する者及び学校教育における実務経験を有する者（以下「専門的職員」という。）」であり、「学校教育における実務経験を有する者」を必ず配置しなければならないということではありません。

質問⑧

「付属施設」とはなにか。野外施設も含まれるのか。

回答⑧

- 「付属施設」は、旧水海道小学校本館・旧茂木家住宅・旧水戸農業高等学校本館を指します。

質問⑨

常駐警備については、休館日も平日同様に職員玄関と駐車場に配置が必要か。

回答⑧

- 常駐警備につきましては、仕様書に記載のとおり、原則３名とさせていただきます。
- ただし、休館日における警備体制につきましては、別途協議に応じさせていただきます。

質問⑩

機械警備について、収蔵庫や茶室への設置は不要なのか。

回答⑩

- 仕様書に記載がある建物につきましては、必ず機械警備を設置願います。
- 茶室、屋外にある収蔵庫（文書整理保管庫、民俗収蔵庫、考古資料収蔵庫）に関しましては、機械警備の設置を必須としませんが、【業務仕様書－３ 歴史館の管理運営に関する業務－オ 備品の管理及び歴史に関する収蔵資料の適正な維持保全－（ウ） 備品及び収蔵資料の適切な維持保全】に記載しているとおり、備品等について常に良好な状態に保つための措置（保安を含む）を講じていただきますようお願いいたします。